

業 務 仕 様 書

業 務 名 令和 7 年度 地域森林計画樹立事業補助委託業務

業務対象箇所 県内一円

業 務 期 間 契約日から令和 8 年 3 月 20 日

第 I 章 総則

第 1 適用

本業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、及び別記個人情報取扱特記事項によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合、あるいは、指示を受けた場合はこの限りではない。

なお、本仕様書は、沖縄県（以下「委託者」という。）が実施する「地域森林計画樹立事業補助委託業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受託者が実施しなければならない事項等を定めるものである。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 沖縄県森林計画関係図簿取扱い要領
- (4) その他関係法令、規則、通達等

第 2 業務実施計画

受託者は、本業務の実施にあたり、あらかじめ、業務実施計画書を作成して委託者に提出して、委託者の承認を得なければならない。

- 2 業務実施計画書には、以下に掲げる事項のほか、委託者の指示する事項を記載するものとする。
 - (1) 業務工程表
 - (2) 業務体制
 - (3) 情報管理体制
 - (4) その他監督職員が必要と認めるもの
- 3 受託者は、業務中途において業務工程表と作業進捗の照合を行い、毎月 5 日までに実施状況報告書を監督職員に提出するものとする。
- 4 業務中途において計画変更の必要が生じた場合又は実施状況報告書において作業の進捗が当初計画に比べて著しく遅延していると認められた場合、受託者はその理由を明記した業務実施計画変更申請書により、委託者の承認を得なければならない。

第 3 貸与資料と使用制限

委託者は、受託者が本業務を実施するうえで必要な以下の資料を、受託者に貸与できるものとする。

- (1) 森林計画図関連データ
 - (2) 森林簿関連データ
 - (3) その他業務遂行に必要とする資料
- 2 受託者は、委託者より貸与する資料について、十分な責任を持ってこれを管理し、汚損、被害等の無いよう、取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 3 受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管については慎重に行い、業務上必要であっても委託者の承諾なくして複写・複製してはならない。
- 4 受託者は、業務終了後、速やかに貸与資料を返却しなければならない。

第4 事故報告

受託者は、本業務の実施にあたり、委託者から提供された情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

第5 損害賠償

受託者が業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において委託者の指定する期限までに現状に回復し、その損害を全額賠償するものとする。

第6 再委託について

受託者は、契約の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- (1) 契約額の50%を超える業務
- (2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務
- 2 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」についてはこの限りではない。
 - (1) 資料の収集・整理
 - (2) 複写・印刷・製本
 - (3) 原稿・データの入力及び集計

第7 検査及び瑕疵

受託者は完了検査を受ける際、事前に関係書類を提出のうえ、速やかに検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格しない場合は、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 本業務を完了し、成果品を引き渡した後においても、その内容に受託者の過失等による不良箇所が発見された場合は、委託者が必要と認める訂正、補正及びその他必要な作業については、受託者の責任負担において実施するものとする。
- 4 委託者は、業務中途においても必要であれば随時検査を実施することができるものとする。
- 5 前4項に基づく検査において、委託者が立会を求めた場合は、受託者はこれに応ずるものとする。

第8 成果品の帰属

本業務の成果品は、「著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条及び第47条3に定める全ての権利並びに民法(明治29年法律第89号)第206条に定める所有権(以下、「著作権等」という。)を委託者が有する。また、受託者は本業務の成果品を、委託者の許可なく第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。

第9 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、着手時、業務中間2回、完了時の延べ4回を標準とし、時期等については監督職員と打合せして決定することとする。

第10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者にて協議のうえ決定し実施することとする。

第Ⅱ章 業務内容

第11 業務目的

本業務は、地域森林計画の策定にあたって整備を必要とする森林簿及び森林計画図に関連するデータの更新、その他必要な事務について、監督職員の補助を行うことを目的とする。

第12 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、詳細については監督職員より担当技術者へ随時通知することとする。

(1) 森林計画図関連データの更新

伐採及び伐採後の造林の届出書、林地開発許可制度関連資料、保安林指定解除調書、造林事業関係資料等の既存資料を基に、変更区域に係るGISデータ（ポリゴン）の作成及び委託者が指定する属性項目の入力を行うこと。

また、地籍図データ等に基づき、現行のGISデータのうち錯誤が認められる部分について、データの修正・削除を行うこと。

(2) 報告書等作成

本業務委託で実施した内容を取りまとめた作業報告書を作成すること。

(3) 打合せ協議

第Ⅲ章 成果品

第13 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 森林計画図関連データ（Shape形式）

(2) 電子成果品（外付けSSD） 1式

(3) 作業報告書 1式

(4) その他監督職員が指示するもの

2 本業務で作成したGISデータは、森林クラウドシステムで活用する事を想定しており、データ仕様は次のとおりとする。

(1) 受託者は、データ作成着手前に監督職員と打合せを実施し、データ搭載に必要な内容を確認するものとする。

(2) 受託者は、データ項目及びタイプ、属性名称、型、サイズ等の森林クラウドシステムに搭載するために必要な内容を記載したデータファイル説明書を添付するものとする。

3 納入成果品の不備等が発見され、委託者が訂正を要求した場合は、委託者が不具合なく利用できるまでについて受託者が責任を負うものとする。